

## 公益財団法人三重県産業支援センター監事の報酬に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

令和元年 6 月 21 日一部改正

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「この法人」という。）定款第 35 条第 2 項の規定に基づき、監事の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の支給)

第 2 条 非常勤（この法人を主たる勤務場所とするもの以外のものをいう。）の監事に、次条に定める額の報酬を支給する。

### (報酬の額及び支給方法)

第 3 条 報酬の額は次の各号に定めるところによる。

- (1) 公認会計士・税理士資格を有する監事 1 事業年度につき 250,000 円
- (2) 前号以外の監事 実地監査 1 時間あたり 4,000 円（30 分以上は 1 時間、30 分未満は切り捨てとする。交通に要する時間を除く。）
- 2 前項第 1 号の報酬は、6 月（4～6 月分）・11 月（7～11 月分）・3 月（12～3 月分）の年 3 回に分けて支給する。
- 3 第 1 項第 2 号の報酬の支給方法については、公益財団法人三重県産業支援センター職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

### (改正等)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会で決議する。

### (委任)

第 5 条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、令和元年 6 月 22 日から施行する。